〇〇一七八を、市場公募都市の平成二十六年度における市町村上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇一四〇を、市場公募都市以外の市町村の平成二十六年度における市町村上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇一六五を、市場公募都市の平成二十七年度における市町村上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇〇二五を、市場公募都市以外の市町村の平成二十七年度における市町村上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇〇一三を、市場公募都市の平成二十八年度における市町村上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇〇二七を、市場公募都市以外の市町村の平成二十八年度における市町村上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇〇二七を、市場公募都市の平成二十九年度における市町村上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇〇二五を、市場公募都市以外の市町村の平成二十九年度における市町村上水道一般会計出資債同意等額に〇・〇〇〇二五をそれぞれ乗じて得た数との合計数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「診療所等密度」という。）並びに市町村立看護師等養成所生徒数に六〇・一を乗じて得た数を当該市町村の測定単位の数値で除して得た数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「市町村立看護師等養成所密度」という。）の合計数とする。

［2　略］

3　診療所病床数は、前年の七月一日現在における医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所稼働病床数」という。）に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は0とし、DがA、B又はCの

［2　同上］

3　診療所病床数は、前年の七月一日現在における医療法第三十条の十三第一項の規定により都道府県知事に報告した市町村立診療所の病床数（以下この表において「診療所稼働病床数」という。）に、市町村立診療所ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は0とし、DがA、B又はCの